

令和 8 年 4 月 3 0 日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和８年４月３０日（木） 午後２時

場 所：呉市役所 ７階 ７５５～７５８号室

付議事項

議案第 15 号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第 16 号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第 17 号 令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議案第 18 号 換地計画同意願について

報告事項

第 １ 号 農地法第４条の規定による届出の受理について

第 ２ 号 農地法第５条の規定による届出の受理について

第 ３ 号 非農地証明について

出席委員

１ 番 柏木 健二	３ 番 谷 新子	４ 番 宮脇 和幸	６ 番 高本 光之
７ 番 立花 達也	８ 番 水場 光輝	９ 番 今井 満	１０ 番 亀山 博司
１１ 番 秋光 貴志	１４ 番 大道 正孝	１５ 番 竹内 誠	１６ 番 新田 隆次
１７ 番 石田 尚則	１８ 番 神藤 敦美	１９ 番 北村 正次	

欠席委員

２ 番 田中 慎二 １２ 番 岡本 亮二 １３ 番 島田 徹幸

推進委員

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 庭月野課長補佐 山本主査 藤並主任 藤岡主事

（午後２時）

議長（北村）：総会に先立ちまして、この度の事務局職員の人事異動により農業委員会事務局に、山本主査が着任されました。ご挨拶をお願いします。

事務局挨拶（山本主査）

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和８年第４回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、１５番 竹内委員、１６番 新田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、２番 田中委員、１２番 岡本委員、１３番島田委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真そして「土地改良事業変更計画概要書」を送付しています。また、本日配付した「令和８年度最適化活動の目標の設定（案）」、「換地計画書」そして、意見交換会資料として、令和８年度農林水産課の事業計画書、呉市の農業振興、緑の募金のパンフレット・花の種・緑の羽根です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第１５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。１番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：１番の申請地は、安浦町内海北５丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は７５㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、５２歳で新たに野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：９番 今井です。申請地は、安浦町中心部から黒瀬方面に２km程進んだ亀山神社の裏手にあります。お母さんから息子さんへ権利移転です。特に問題は無いと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。１番から１０番までは譲受人が同一で関連があるため一括して、事務局の説明をお願い

します。

事務局：１番から１０番の申請地は、安浦町大字女子畑字梶谷〇〇〇番〇ほか１７筆、地目は田及び畑、面積は合計で６，６７５㎡の第２種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネルが合計で９７２枚、発電容量４９．５ｋｗを６カ所設置する計画で、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約申込済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。また、６番から１０番については、隣接し、合計面積が３，２４９㎡で、転用面積が３，０００㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取します。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：９番 今井です。申請地は、安浦町の中心部から北東方面に車で１５分程走った田園地区です。申請地の周辺にも多くの太陽光発電施設があります。周りが田畑として使用されている場所については、排水路の確保をお願いしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、１番から５番までは許可と決定し、６番から１０番までは許可意見と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、１番から５番までは許可と決定し、６番から１０番までは許可意見と決定して広島県農業会議で異議ない旨の答申を行った時に許可します。

議長：次に、議案第１７号「令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料１をご覧ください。１ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和８年４月１日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地の概要です。２ページ「Ⅱ最適化活動の目標」は、１最適化活動の成果目標（１）農地の集積ですが、①現状及び課題は、令和８年４月現在の管内の農地面積１，８８０ｈａに対してこれまでの集積面積は４９．２ｈａで集積率は２．６％となっています。②目標は、国や県から、各市町が令和１２年までに達成すべき数値目標が設定された結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度の新規集積面積５０ｈａなど過大な目標となっています。（２）遊休農地の解消ですが、現在の１号遊休農地面積は１０５ｈａとなっており、目標は、国

や県の指示によるものです。３ページ（３）新規参入の促進は、昨年度の新規参入者は３経営体，２．１ｈａで，目標は３年間の権利移動面積の平均の１割で１．１ｈａとなっています。２最適化活動の活動目標は，１人当たりの活動日数を月当たり６日で，最適化活動を行う農業委員の人数は，中立委員の方を除く１６名にしています。活動日数の月当たり６日は，これは対外的な目標であり，目標の達成率を上げるために，あえて目標を低く設定するものです。実際の活動は，毎月１０日以上を目標としてください。活動強化月間の設定目標は，１０月の地区会で農地の出し手リストを活用して農地の集積に取り組み，１１月に新規参入名簿を作成し，新規参入の促進に取り組み，１２月頃の農地パトロールで遊休農地近隣農業者及び担い手への戸別訪問等により，遊休農地の解消に取り組むこととしています。４ページは新規参入相談会への参加目標です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議ないようですので，本件は議案のとおりと決定します。

議 長：次に，議案第１８号「換地計画同意願について」を議題とします。呉市農林土木課の説明をお願いします。

農 林 土 木 課：それでは，議案第１８号「換地計画同意願について」ご説明いたします。お手元の資料にそって，ご説明させていただきます。今回，ご審議いただく議案は，呉市が現在，安浦町，市原地区において実施しております，土地改良事業に伴い，作成しました換地計画を，今総会にて同意をお願いするものでございますが，これは，土地改良法の規定により，換地計画を定めた時には，関係農業委員会の同意を得る必要があることから，この度，提案させていただくものでございます。それでは，内容について説明させていただきますので，土地改良事業変更計画概要書をご覧ください。市原地区は，平成３０年度に農林水産省の補助事業として採択されました。市原地区全体のうち，被災していた農地に加え水路や道路も一体的に整備し，事業効果があると判断される区域を設定して，ほ場整備を行うことで，農地を集積し，併せて地元ニーズに沿った農業を展開することを目的として事業を実施しました。地区面積は，７．３ｈａ，うち整備した農地の面積は，５．３ｈａとなっております。総事業費は，およそ２億９，６００万円で，内訳は，区画整理が２億２，２００万円，一時利用指定等諸費１，４８０万円，測量試験費４，７６０万円，換地費４２０万円でございます。事業採択後は，令和元年度に実施設計業務を行いました。工事は，

令和３年度から着手し、順次整備を行い、令和５年度にすべての工事が完了しました。続きまして、換地業務の経過についてご報告いたします。平成３０年度に事業採択後、換地計画原案の作成、相続等代位登記の業務を行いました。令和４年度からは、ほ場の工事が完了したところから、営農ができる状況にある農地は、換地処分前ではありますが一時利用地の指定を行い、耕作を始めていただきました。令和６年度には、工事後の土地の確定測量を実施し、その後、工事後の評価及び換地計画書作成の業務、権利者会議での議案議決を行いました。実施地域の所在は、呉市安浦町大字中畑地内でございます。位置図は同資料に記載しておりますので、あわせてご確認ください。また、事業費の負担率につきましては、災害復旧事業が、国９７．６％、受益者２．４％。農地耕作条件改善事業がそれぞれ国５５％、県１５％、市２７．６％、受益者２．４％となっております。つづきまして、換地計画につきましてご説明いたします。机の上にあります換地計画書をご覧ください。呉市では、令和８年３月２８日に権利者会議を行いまして、換地計画を決定いたしました。こちらの資料は、換地計画から一部を抜粋したものでございます。換地に伴う団地計画の内容につきましては、工事前１２５団地だったものが、工事後５９団地となり、１団地当たり面積は従前の４９１㎡から換地８７９㎡に増えました。当地区の換地割当地積、及び清算調書でございますが、各筆換地等明細書に記載しております。この表は、従前の土地による地積や評価を基に、換地後の地積や評価を考慮して作成しておりまして、換地に伴う土地の取得や、清算金の移動については、同資料の右側に記載しておりますが、関係権利者については、権利者会議において同意を得ております。資料の説明については以上でございますが、今総会にて同意をいただきました後には、県に換地計画の認可申請を行う等、以後の手続を今年度中に実施完了できるよう、事業を進めていく予定でございます。以上簡単ではございますが、「換地計画同意願」につきまして、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま呉市農林土木課から説明がありました「換地計画同意願について」、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、同意と決定してよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、同意と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この１か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程に

より受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が5件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が10件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について2件を証明しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：なし

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和8年第5回総会は、5月29日 金曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和8年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時20分)

以上は、令和8年第4回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員